

2020年4月21日

次世代医療基盤法に基づく認定事業者間の連絡協議会の設立

一般社団法人ライフデータイニシアティブ
一般財団法人日本医師会医療情報管理機構

一般社団法人ライフデータイニシアティブ（京都府京都市、代表理事：吉原博幸、以下：LDI）と一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（東京都文京区、代表理事：今村聡、以下：J-MIMO）は、認定匿名加工医療情報作成事業者（以下、認定事業者）として、我が国の健康長寿社会の形成に向け、将来の医療サービスの高度化、医療・医薬品の安全かつ有効な活用、医療分野の研究開発、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に資する世界最高水準の技術を用いた医療の提供を実現すべく、匿名加工認定事業者連絡協議会（以下、連絡協議会）を2021年4月16日に設立し、第1回協議会を同日開催しました。

この連絡協議会は、次世代医療基盤法に基づき主務府省の審査を経て認定を受けた認定事業者並びに認定医療情報等取扱受託事業者（以下、認定受託事業者）が中心となり、患者さま一人ひとりに最適な医療サービスの提供することを目的として、認定事業者間の情報交換や情報連携の在り方並びに医療情報利活用事業を円滑に推進するために政府、主務府省への政策提言、様々な成果に対する情報発信の活動を通じ、国民、医療従事者へ安心・安全な仕組みによる医療情報基盤の実現を目指して参ります。

□連絡協議会発足の背景

次世代医療基盤法は国民の医療情報を先進的な研究開発に活用し、健康長寿社会を実現するために医療情報の利活用推進を目的として2018年5月11日に施行されています。

LDI並びにJ-MIMOは、認定事業者として主務府省からの認定を受け活動を開始し、2020年度末には、多くの医療施設からの賛同を得て医療情報を収集する環境が整いつつあります。

今後は、医療情報利活用の環境を整え、多くの研究者により次世代医療基盤法に基づく研究開発に資する匿名加工医療情報の活用が進み、その成果を国民の皆さまに還元する仕組みづくりが重要な役割であるとの認識から本連絡協議会を設立しました。

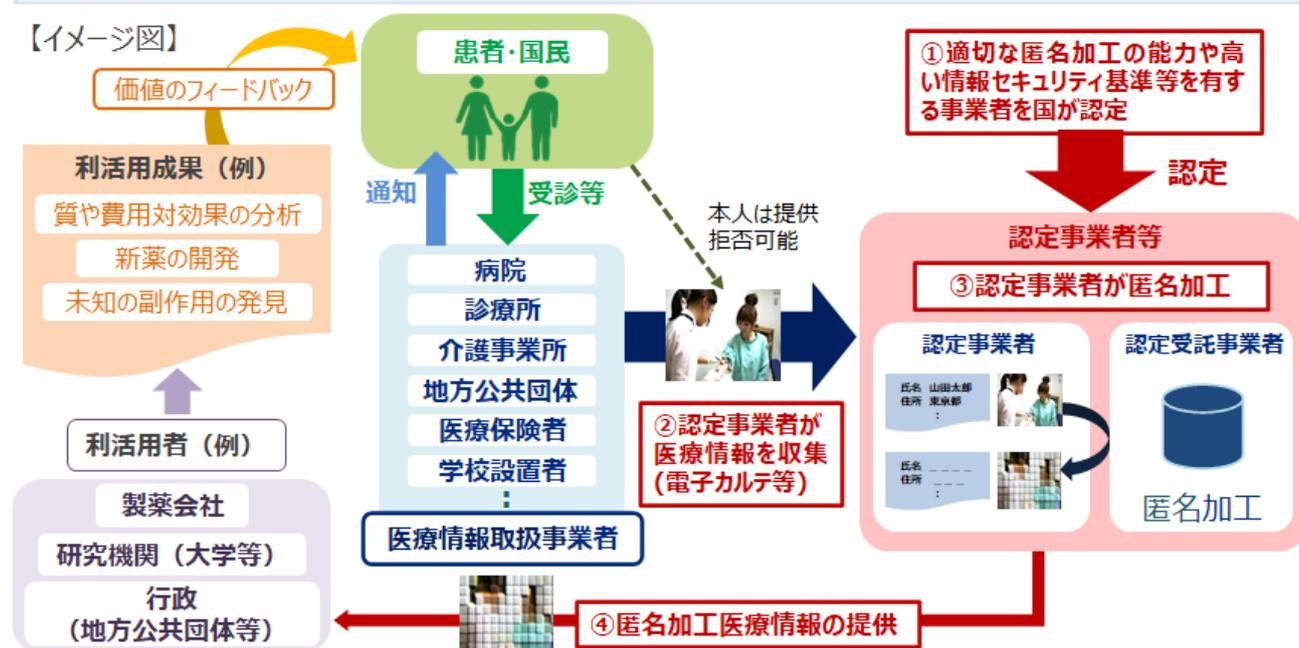
具体的には、国民の皆さまへの情報提供を始め、全国の医療施設等、医療情報取扱事業者の皆さまからの協力を得て、本事業が円滑に推進できるよう主務府省と密接に連携した広報活動や政策提言

を進めると共に、認定事業者相互間での医療情報の連携の在り方を通じ国内の医療情報基盤の実現を目指すことを連絡協議会の目的として進めていきます。

次世代医療基盤法とは、

- カルテ（診療録）等の医療情報について、医療分野の研究開発に幅広く活用するためには、「集めて」「つなぐ」仕組みを整備することが必要。しかしながら、個人情報保護法では、病歴等の要配慮個人情報を第三者に提供するためには、学術研究等を除き、オプトイン（あらかじめ本人が同意すること）によることが必要。
- このため、個人情報保護法の特則となる次世代医療基盤法は、一定の要件を満たすオプトアウト（あらかじめ通知を受けた本人又はその遺族が停止を求めないこと）により、
 - ① 医療機関等から認定事業者への医療情報の提供
 - ② 認定事業者から利活用者への匿名加工医療情報の提供
 を可能とするもの。

【イメージ図】



(出典) 内閣府 健康・医療戦略推進事務局資料

〔本件に関する問合せ先〕

○一般社団法人ライフデータイニシアティブ

事務局

・電話：075-703-8011

・Mail：support@ldi.or.jp

○一般財団法人日本医師会医療情報管理機構

事務局

・電話：03-5981-9579

・Mail：toiawase@j-mimo.or.jp